びえいちょうしょう　　しゃふくしけいかく
美瑛町障がい者福祉計画

【令和７年度～令和１６年度】

び　えい　ちょう
美　瑛　町

はじめに

美瑛町では、平成１７年３月に「美瑛町障がい者福祉計画（第１次）」を策定しました。その後も、平成１８年の障害者自立支援法施行による大きな制度改正に伴い、障がいのある人もない人も、住み慣れた地域で共に暮らし、誰もが自分の能力を活かして平等に社会に参加できる環境の実現を目指して障がい者施策に取り組んできたところです。

一方で、その間にも社会情勢や障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化してきており、国では、障害者権利条約の締結に向けて「障害者基本法」の改正を行い、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」を成立させるとともに、平成２５年４月からは、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とし、障がいのある人の範囲に新たに難病等も対象に加わりました。また、平成２５年６月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立し、続いて、平成２６年１月には、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が批准され、障がいのある人の人権擁護に向けての法整備は、急速に進んでいます。

また、令和６年４月には、改正障害者差別解消法が施行され、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されたところです。

この「美瑛町障がい者福祉計画（第３次）」は、「障がいのある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会」を基本理念に、基本目標に基づく各種施策を推進し、新たに手話言語の理解と普及、障がいの特性に応じた多様な意思疎通の支援等を加えるなど、誰一人取り残さない安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指すため、策定をいたしました。

結びになりますが、本計画の策定にあたり、多大なご尽力を賜りました美瑛町地域自立支援協議会の委員の皆様をはじめ、関係団体・機関の皆様並びにアンケート調査にご協力いただきました多くの町民の皆様に心から感謝とお礼を申し上げます。

令和７年（2025年）３月

美瑛町長　角和　浩幸

目　次

第１章　計画の基本…… １～３

１．計画の趣旨…… １
２．計画の基本理念…… ２
３．計画の位置づけ…… ２
４．計画の期間…… ２
５．計画の基本目標…… ３

第２章　障がいのある人の状況等…… ４～１０

１．身体障がい者…… ４～５
２．知的障がい者…… ６～７
３．精神障がい者…… ８～９
４．その他…… １０

第３章　計画の施策体系…… １１～１２

第４章　計画の推進…… １３～４１

１．理解と交流の促進…… １３～１６

（１）広報・啓発の推進…… １３
（２）地域福祉・ボランティア活動への支援…… １４
（３）障がい者団体との連携…… １５
（４）手話言語の理解及び普及…… １６

２．福祉サービスの充実…… １７～２０

（１）情報提供の充実…… １７
（２）相談体制の充実…… １８
（３）在宅サービスの充実…… １９
（４）施設サービスの充実…… ２０

３．保健・医療の充実…… ２１～２５
（１）障がいの予防・早期発見…… ２１～２２
（２）医療・地域リハビリテーションの充実…… ２３
（３）精神保健福祉施策の充実…… ２４～２５

４．療育・教育の充実…… ２６～３１
（１）障がいのある子どもの発達支援の充実…… ２６～２７
（２）支援教育の推進…… ２８～３０
（３）福祉教育と交流の推進…… ３１

５．雇用・就労の支援…… ３２～３４
（１）雇用機会の拡大…… ３２
（２）就労への支援…… ３３
（３）福祉的就労への支援…… ３４

６．生活環境の整備…… ３５～４０
（１）福祉のまちづくりの推進…… ３５
（２）住宅環境支援…… ３６
（３）公営住宅の整備…… ３７
（４）道路・公園の整備…… ３８
（５）交通・移動手段の充実…… ３９
（６）防災・安全対策の充実…… ４０

７．スポーツ・レクリエーション及び文化芸術活動の振興… ４１～４２
（１）スポーツ・レクリエーションの振興…… ４１
（２）文化芸術活動の振興…… ４２

【資料編】

１ 美瑛町障がい者福祉計画策定のためのアンケート調査結果… ４３～５４
２ 美瑛町地域自立支援協議会設置要綱…… ５５～５６
３ 美瑛町地域自立支援協議会委員名簿…… ５７

第1章

計画の基本

第１章　計画の基本

１．計画の趣旨

美瑛町では、「障害者基本法」に基づく市町村障害者計画として、平成１７年（2005年）３月に「美瑛町障がい者福祉計画」を策定し、障がいのある人もない人もお互いに人権を認め合い「共に生きる社会」の実現を目指して、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」のもと、その実行に努めてきました。

国際社会においては、平成１８年（2006年）に国際連合において、障がい者の権利及び尊厳を保護し促進するため、「障害者の権利に関する条約」が採択され、平成２０年（2008年）から発効しています。

我が国においては、平成１９年（2007年）に同条約に署名し、それ以降同条約の締結に向けた国内法の整備を進めてきました。平成２３年（2011年）の「障害者基本法」の改正においては、すべての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障がいと社会障壁によって日常生活や社会生活に制限を受ける人を障がい者とする社会モデルに基づく概念や、合理的配慮の概念が盛り込まれました。また、障がい者虐待の防止を図るため、同年「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（通称「障害者虐待防止法」）」が制定されました。

また、平成２４年（2012年）に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）」、平成２５年（2013年）に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」といいます。）が制定されるとともに、平成２６年（2014年）には、「障害者の権利に関する条約」を批准、さらには、平成２８年（2016年）に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正が行われ、障がいのある人自らが望む地域で暮らすことができるよう、生活支援と就労支援の充実や障がいのある子どもへの多様化するニーズに対応する障害児福祉計画策定が義務化されました。

令和３年（2021年）には、医療的ケア児及びその家族が適切な支援が受けられるよう「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行、令和４年（2022年）には、児童福祉法が改正され、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化が図られるとともに、令和６年（2024年）４月からは、改正障害者差別解消法の施行に伴い、事業者に対して合理的配慮の提供が義務化されました。

このように、障がい者を取り巻く環境が大きく変わる中、国において、令和５年

（2023年）３月に「障害者基本計画（第５次）」を策定、また、北海道において、令和６年（2024年）３月に「第１期ほっかいどう障がい福祉プラン」が策定されました。美瑛町においても、こうした変遷を踏まえ、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、令和７年度（2025年度）からの１０年間を計画期間とする「美瑛町障がい者福祉計画（第３次）」を策定するものです。

２．計画の基本理念

本計画の基本理念については、現計画の考え方を引き継ぎ、障がいのあるなしにかかわらず、共に社会、経済、文化等のあらゆる分野にわたって活動することを目的とする「ノーマライゼーション」の理念、障がいのある人のすべてのライフステージにおける自立と参加を目指す「リハビリテーション」の理念と、すべての人々を孤独や孤立等から援護し、社会の一員として包み支え合う「ソーシャル・インクルージョン」に基づき、「障がいのある人もない人も、一人ひとりが互いの人格・個性を尊重し、支え分かち合い、安心して暮らせる共生社会づくり」とし、障がいのある人が社会の中で普通の生活が送れるよう環境を整え、町民の理解を深め、障がいのある人の自立と参加を促進し、共に生きる社会の実現を推進していきます。

３．計画の位置づけ

この計画は、「障害者基本法」に基づく市町村障害者計画と位置づけています。策定にあたっては、「美瑛町障がい者福祉計画（第２次）」〔計画期間：平成２７年度～令和６年度（2015年度～2024年度）〕の基本的な考え方を一部引き継ぎながらも、関連法の改正をはじめとする、この間の障がいのある人を取り巻く環境の大きな変化を踏まえた新たな考え方を盛り込み、美瑛町における障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

また、「美瑛町まちづくり総合計画」、「美瑛町地域福祉計画」との整合性を図るとともに、他の関連する計画等と調整を図りながら推進します。

４．計画の期間

計画の期間は、令和７年度（2025年度）から令和１６年度（2034年度）までの１０か年計画とします。なお、社会情勢の変化等により必要がある場合は、見直しを図る

こととします。

５．計画の基本目標

この計画では、基本理念の実現に向けて、次の３つの基本目標を定め、町民と行政が一体となって各種施策を計画的に推進します。

① 町民が生きがいをもって暮らせる充実したまちづくりの実現

福祉、保健、医療、教育、雇用等の関連施策との連携により、ライフステージに即した総合的な支援の推進に努め、障がいのある人一人ひとりの生活の質の向上を図るとともに、障がいのある人とない人の地域の中での交流やふれあいの場の確保を推進し、まちづくりへの参加による共助を進め、町民が生きがいをもって暮らすことのできる充実したまちの実現を目指します。

② 障がいのある人が安心安全に暮らせるまちづくりの実現

障がいのある人が住み慣れた地域で必要な障がい福祉サービスを利用しながら、安心して暮らせる地域づくりを推進します。また、障がい者を取り巻く社会環境や情報のバリアフリー化の推進、アクセシビリティの向上を図るとともに、地域の防災対策の充実により、誰もが安全な地域づくりを推進します。さらに、生活環境の整備等の公助や障がいのある人への理解の促進を図り、誰もが住みやすいまちの実現を目指します。

③ 障がいのある人が自分らしく暮らせるまちづくりの実現

障がいの有無にかかわらず、社会、経済、文化等のあらゆる分野にわたって活動ができる社会づくりを推進するとともに、障がいのある人の希望や障がいの特性に応じた意思決定の支援等を促進し、働ける場の充実に努めることで自助を支え、誰もが自分らしく暮らせるまちの実現を目指します。

また、地域社会を構成する一人として、それぞれの能力を十分に発揮し、町内会等の住民自治活動、地域やコミュニティづくり活動、文化、サークル活動、スポーツ・レクリエーション活動、さらには、障がい当事者による自主的活動など、障がいのある人が自ら進んで参加できる場の環境の整備等により、社会参加の取組を推進し、障がいのある人が自分らしく暮らせるまちの実現を目指します。

第２章

障がいのある人の状況等

第２章　障がいのある人の状況等

１．身体障がい者

身体障がい者手帳の交付者数は、令和６年（2024年）４月１日現在、５３６人となっており、うち１級が１３４人（２５．０％）、２級が６２人（１１．６％）で１・２級の重度障がい者が全体の３６．６％を占めています。

また、機能別では、肢体不自由が３２３人（６０．３％）で最も多く、続いて内部障がい１３１人（２４．４％）、聴覚・平衡障がい５６人（１０．４％）の順となっています。

身体障がい者手帳交付状況　　（令和６年（2024年）４月１日現在）

機能別＼級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	合計	構成比
肢体不自由	41人	47人	62人	109人	49人	15人	323人	60.3%
視覚障がい	9人	5人	0人	6人	2人	2人	24人	4.5%
聴覚・平衡障がい	0人	9人	6人	16人	1人	24人	56人	10.4%
音声・言語障がい	0人	0人	1人	1人	0人	0人	2人	0.4%
内部障がい	84人	1人	10人	36人	0人	0人	131人	24.4%
合計	134人	62人	79人	168人	52人	41人	536人	100.0%
構成比	25.0%	11.6%	14.7%	31.4%	9.7%	7.6%	100.0%	

身体障がい者手帳交付者の推移では、平成２６年（2014年）と現在の身体障がい者手帳の交付者を比較すると、手帳交付者は、平成２６年（2014年）の６６８人から令和６年（2024年）の５３６人と１３２人（１９．８％）減少しています。

内訳では、５・６級の軽度の身体障がい者は、３人（３．１％）減、３・４級の中度の身体障がい者は、５４人（１７．９％）減、１・２級の重度の身体障がい者は、７５人（２７．７％）減となっており、全体の交付者は減少しています。

また、手帳交付者の人口比率は、平成２６年(2014年)の６．３％から令和６年(2024年）の５．７％と０．６ポイント減少しています。

身体障がい者手帳交付者数の推移

（令和６年（2024年）４月１日現在）

区分	１級	２級	３級	４級	５級	６級	合計
平成１７年	180人	151人	89人	139人	51人	122人	732人
平成２６年	172人	99人	115人	186人	41人	55人	668人
令和６年	134人	62人	79人	168人	52人	41人	536人

身体障がい者手帳交付者の年齢構成は、１８歳未満の障がい児が０．４％、１８歳～３９歳が３．６％、４０歳～５９歳が１２．６％、６０歳～７９歳が４０．５％、８０歳以上が４２．９％となっており、６０歳以上の占める割合が８３．４％と非常に高くなっています。

また、重度障がい者の年齢別の内訳は、１８歳未満が１．５％、１８歳～３９歳が７．１％、４０歳～５９歳が１７．９％、６０歳～７９歳が３６．２％、８０歳以上が３７．３％となっています。

身体障がい者手帳交付者の年齢・等級別の状況

（令和６年（2024年）４月１日現在）

級／年齢	１級	２級	３級	４級	５級	６級	計	年齢比率	重度障がい者の割合（1・2級）
０～９歳	0人	2人	0人	0人	0人	0人	2人	0.3%	100.0%
１０～１７歳	0人	1人	0人	0人	0人	0人	1人	0.1%	100.0%
１８～２９歳	7人	2人	1人	2人	0人	0人	12人	2.2%	75.0%
３０～３９歳	3人	2人	1人	1人	0人	0人	7人	1.4%	71.4%
４０～４９歳	11人	7人	4人	4人	1人	1人	28人	5.3%	64.3%
５０～５９歳	9人	8人	5人	5人	9人	3人	39人	7.3%	43.6%
６０～６９歳	17人	10人	11人	26人	11人	6人	81人	15.1%	33.3%
７０～７９歳	35人	9人	17人	47人	18人	10人	136人	25.4%	32.4%
８０～８９歳	37人	12人	21人	58人	8人	15人	151人	28.2%	32.5%
９０歳以上	15人	9人	19人	25人	5人	6人	79人	14.7%	30.4%
合計	134人	62人	79人	168人	52人	41人	536人	100.0%	36.6%

２．知的障がい者

療育手帳の交付者数は、令和６年（2024年）４月１日現在で１８０人となっており、うち障がいが重度のＡ判定の人が４８人（２６．７％）、中・軽度のＢ判定の人が１３２人（７３．３％）となっています。

療育手帳交付状況

（令和６年（2024年）４月１日現在）

区分	合計	構成比
療育手帳Ａ	48人	26.7%
療育手帳Ｂ	132人	73.3%
合計	180人	100.0%

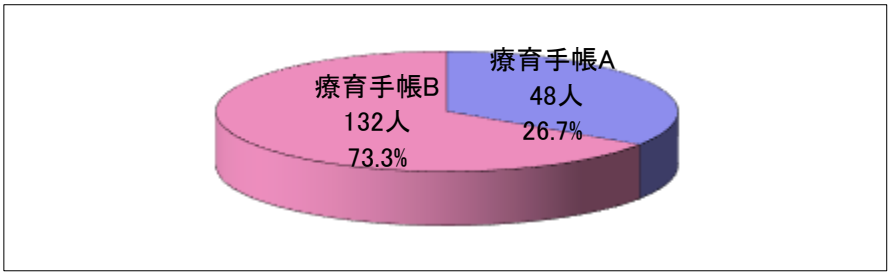

療育手帳交付者の推移では、平成２６年（2014年）の手帳交付者１６６人に対し、令和６年（2024年）の手帳交付者が１８０人で１４人（８．４％）増加しています。

内訳では、Ａ判定（重度）が、平成２６年（2014年）の５７人に対し、令和６年（2024年）では４８人と９人（１５．８％）減少、Ｂ判定は、平成２６年（2014年）の１０９人に対し、令和６年（2024年）では１３２人と２３人（２１．１％）増加しています。

また、手帳交付者の人口比率は、平成２６年（2014年）の１．６％から令和６年（2024年）の１．９％と０．３ポイント増加しています。

療育手帳交付者の推移

（令和６年（2024年）４月１日現在）

区分	Ａ（重度）	Ｂ（中・軽度）	計
平成１７年	50人	74人	124人
平成２６年	57人	109人	166人
令和６年	48人	132人	180人

療育手帳交付者の年齢構成は、１８歳未満の障がい児が１９．４％、１８歳～３９歳が３６．１％、４０歳～５９歳が２３．９％、６０歳～７９歳が２０．０％、８０歳以上が０．６％となっており、１８歳～５９歳の年齢層の交付者が多くなっています。

また、重度障がい者（Ａ判定）の年齢別の内訳は、１８歳未満の障がい児が６．２％、１８歳～３９歳が３５．４％、４０歳～５９歳が２７．１％、６０歳～７９歳が３１．３％となっています。

療育手帳交付者年齢別・判定別の状況　（令和６年（2024年）４月１日現在）

区分 / 年齢	Ａ判定	Ｂ判定	計	年齢比率	重度障がい者の割合（Ａ判定）
０～　９歳	0人	4人	4人	2.2%	0.0%
１０～１７歳	3人	28人	31人	17.2%	9.7%
１８～２９歳	9人	36人	45人	25.0%	20.0%
３０～３９歳	8人	12人	20人	11.1%	40.0%
４０～４９歳	7人	17人	24人	13.3%	29.2%
５０～５９歳	6人	13人	19人	10.6%	31.6%
６０～６９歳	9人	16人	25人	13.9%	36.0%
７０～７９歳	6人	5人	11人	6.1%	54.5%
８０～８９歳	0人	1人	1人	0.6%	0.0%
９０歳以上	0人	0人	0人	0.0%	0.0%
合　計	48人	132人	180人	100.0%	26.7%

３．精神障がい者

精神障がい者保健福祉手帳の交付者数は、令和６年（2024年）４月１日現在で７２名となっており、内訳は、重度障がいの１級が４名（５．６％）、中度障がいの２級が３８名（５２．８％）、軽度障がいの３級が３０名（４１．６％）となっています。

精神障がい者保健福祉手帳交付者の推移では、平成２６年（2014年）の手帳交付者５１人に対し、令和６年（2024年）の手帳交付者が７２人で、２１人（４１．２％）増加しています。

内訳では、１級（重度）が、平成２６年（2014年）の３人に対し、令和６年（2024年）では４人と１人（３３．３％）増加、２級（中度）は、平成２６年（2014年）の３２人に対し、令和６年(2024年)では３８人と６人(１８．８％)増加、３級（軽度）は平成２６年（2014年）の１６人に対し、令和６年（2024年）では３０人と１４人（８７．５％）増加となっており、全体的に交付者が増加しています。

また、手帳交付者の人口比率は、平成２６年(2014年)の０．５％から令和６年(2024年）の０．８％と０．３ポイント増加しています。

精神障がい者保健福祉手帳交付の状況　（令和６年（2024年）４月１日現在）

区　分	１級	２級	３級	計
平成１７年	1人	7人	0人	8人
平成２６年	3人	32人	16人	51人
令和　６　年	4人	38人	30人	72人

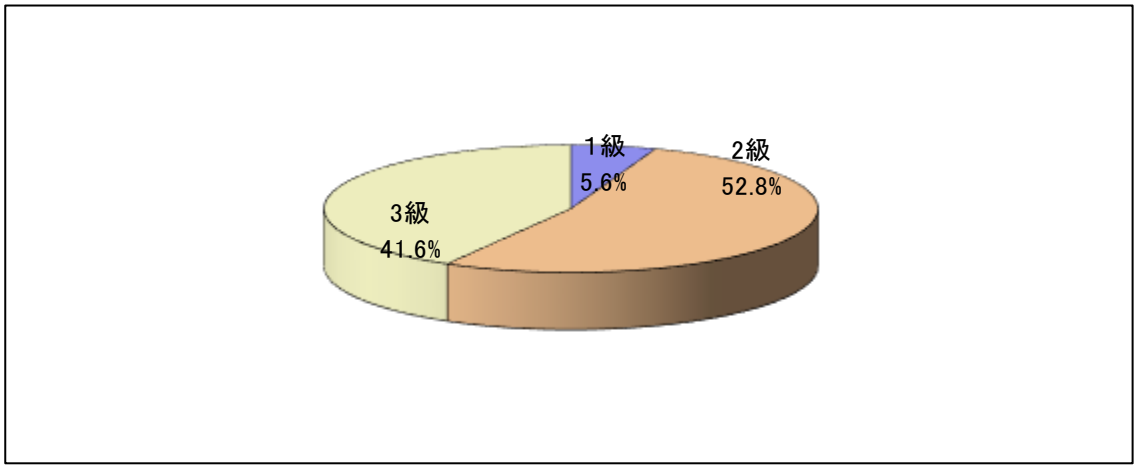

精神障がい者保健福祉手帳交付者の年齢構成は、１８歳未満の障がい児が１．４％、１８歳～３９歳が１８．１％、４０歳～５９歳が５９．７％、６０歳～７９歳が２０．８％となっており、４０歳～５９歳の年齢層の交付者が多くなっています。

また、年齢別の重度障がい者（１級）が占める割合は、全体で５．６％と低い割合となっています。

精神障がい者保健福祉手帳交付者年齢別・等級別の状況

（令和６年（2024年）４月１日現在）

区分 / 年齢	１級	２級	３級	計	年齢比率	重度障がい者の割合（１級）
０～　９歳	0人	0人	0人	0人	0.0%	0.0%
１０～１７歳	0人	0人	1人	1人	1.4%	0.0%
１８～２９歳	0人	2人	7人	9人	12.5%	0.0%
３０～３９歳	0人	3人	1人	4人	5.6%	0.0%
４０～４９歳	0人	7人	10人	17人	23.6%	0.0%
５０～５９歳	2人	15人	9人	26人	36.1%	7.7%
６０～６９歳	0人	6人	2人	8人	11.1%	0.0%
７０～７９歳	2人	5人	0人	7人	9.7%	28.6%
８０～８９歳	0人	0人	0人	0人	0.0%	0.0%
９０歳以上	0人	0人	0人	0人	0.0%	0.0%
合　計	4人	38人	30人	72人	100%	5.6%

４．その他

〈発達障がい者〉

発達障がいについては、平成２３年（2011年）８月に改正された障害者基本法の「障害者」の定義において精神障がいに含まれることが明記されました。また、発達障がい者については、障害者総合支援法に基づく給付の対象とされています。

しかし、発達障がいは外見からはわかりにくく、はっきりと診断や判定することが難しいため、発達障がい者の正確な人数は把握できていないのが現状です。

〈高次脳機能障がい者〉

高次脳機能障がいについては、器質性精神障がいとして精神障がいに含まれており、また、厚生労働省告示において、高次脳機能障がい者は、発達障がい者と同様に障害者総合支援法に基づく給付の対象とされています。

高次脳機能障がいは、身体障がいがみられず、外見上は障がいが目立たないことから「見えにくい障がい」といわれます。

高次脳機能障がいに関する十分な理解が得られていない実態があり、正確な人数を把握できていないのが現状です。

〈難病患者〉

難病患者については、平成２３年（2011年）８月に改正された障害者基本法の「障害者」の定義において、障がい者に含まれることが明記され、障害者総合支援法に基づく給付の対象とされています。

第３章

計画の施策体系

第３章　計画の施策体系

１．理解と交流の促進	（１）広報・啓発の推進 （２）地域福祉・ボランティア活動への支援 （３）障がい者団体との連携 （４）手話言語の理解及び普及
２．福祉サービスの充実	（１）情報提供の充実 （２）相談体制の充実 （３）在宅サービスの充実 （４）施設サービスの充実
３．保健・医療の充実	（１）障がいの予防・早期発見 （２）医療・地域リハビリテーションの充実 （３）精神保健福祉施策の充実
４．療育・教育の充実	（１）障がいのある子どもの発達支援の充実 （２）支援教育の推進 （３）福祉教育と交流の推進
５．雇用・就労の支援	（１）雇用機会の拡大 （２）就労への支援 （３）福祉的就労への支援
６．生活環境の整備	（１）福祉のまちづくりの推進 （２）住宅環境支援 （３）公営住宅の整備 （４）道路・公園の整備 （５）交通・移動手段の充実 （６）防災・安全対策の充実

７．スポーツ・レクリエーション及び文化芸術活動の振興	（１）スポーツ・レクリエーションの振興 （２）文化芸術活動の振興

第４章

計画の推進

第４章　計画の推進

１．理解と交流の促進

（１）広報・啓発の推進

【現状と課題】

障がいのある人もない人も、住み慣れた地域の中で健やかにいきいきと生活ができる地域社会づくりを進めていくためには、権利擁護の推進をはじめ、障がい者に対する各種施策の推進はもとより、障がいや障がいがある人について正しい理解と協力を得る啓発や広報活動が重要となります。

本町では、これまで「広報びえい」による広報活動に取り組むとともに、「出会いふれあい祭り」などの行事の機会の利用において、社会福祉協議会や福祉サービス事業所、関係団体と協力して啓発活動を進めてきました。

しかしながら、障がい者アンケートでは、「あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか」についての回答された人の約２５％が「ある」との回答をしており、障がいのある人の地域活動や社会参加についての理解がまだまだ深まっていないのが実情です。

このような状況を踏まえ、障がいに関する理解不足や誤解により障がいのある人が偏見や差別などを受けることがないよう、町の広報や公式ＬＩＮＥ、ホームページ等での効果的な広報活動を実施するとともに、関係機関・各種団体と連携しながら様々な機会を通じた啓発活動のより一層の促進が必要です。

【施策の目標】

①広報・啓発活動の推進

障がいや障がいのある人に対する町民の理解を深めるため、町の広報や公式ＬＩＮＥ、ホームページ等を積極的に活用して、広報・啓発活動を推進します。

②「障がい者週間」等の周知徹底

「障がい者週間」（１２月３日～１２月９日）、「障がい者の日」（１２月９日）、権利擁護制度、虐待防止等に関する情報の周知を図ります。

③各種行事における交流機会の拡大

各種行事を通じて障がいのある人と町民がふれあえる場の提供に努め、相互の交流を通じて、町民の障がいのある人に対する理解の促進に努めます。

（２）地域福祉・ボランティア活動への支援

【現状と課題】

ノーマライゼーションの理念の実現には、障がいのある人が地域社会の一員として対等・平等に受け入れることのできる地域づくりはもちろんのこと、地域の人が互いに支え合い、生きがいと思いやりを持って誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の形成が必要です。

また、町民が各種のボランティア活動などに気軽にかつ積極的に参加することで、障がいのある人とのふれあいを通じて、障がいのある人に対する理解を促進することができます。

本町では、社会福祉協議会においてボランティアのコーディネート、登録を行い、町民団体やＮＰＯ法人等による福祉ボランティア活動が広く実施されており、また、障がいのある人自らが、ボランティア活動に積極的に参加するといったボランティア活動への関心が町民の幅広い層に広がりつつあります。

しかしながら、現状としては地域福祉を支えるボランティアは一部の町民に限られていることから、地域福祉活動を推進するためには、行政、地域住民、福祉関係団体等が相互に連携し、地域のネットワークづくりや各種ボランティア活動に積極的に参加できる体制づくりに努めるとともに、障がいのある人を支援するボランティアの養成や活動への支援、コーディネート機能の充実、活動機会の拡充が必要となっています。

【施策の目標】

①地域で支えあう福祉ネットワークづくりの推進

地域で安心して暮らすことのできるまちづくりを目指し、町内会などの身近な地域単位で、共に支えあう福祉ネットワークづくりを推進します。

②地域福祉・ボランティア活動の普及促進

社会福祉協議会等の関係機関と協力し、地域福祉の担い手となるボランティアの育成、活動の支援や環境整備を進め、地域福祉活動への町民やＮＰＯ法人等の参加意欲が十分に発揮されるよう努めるほか、企業の社会貢献活動を推進します。

③ボランティア団体の支援

積極的にボランティア活動を行えるよう、情報の提供、活動の助言や交流の場の提供に努めます。また、取り組んでいる団体等の自主性、主体性を尊重しながら組織強化や活動の充実に向けた必要な支援を行います。

（3） 障がい者団体との連携

【現状と課題】

本町には、障がいのある人やその保護者等で構成されている様々な団体があり、それぞれが障がいのある人への情報提供や自主的な活動を展開しています。

障がいのある人が日常生活を営むうえで、これらの団体と密接なつながりを持つことは、社会参加を促進するための重要な要素のひとつとなります。しかしながら、現状では、障がい者団体に加入する人が減少し、団体の構成員の高齢化も相まって活動の低下が進んでいます。

そのため、障がい者団体の徹底した周知、団体相互の情報交換や連携による活動の活性化を図るとともに、障がい者団体が自主的活動に積極的に取り組めるよう必要な支援を行うことが必要です。

【施策の目標】

① 障がい者団体の啓発と育成

障がい者団体と連携しながら、各種障がい者団体の活動内容の周知啓発の推進と団体育成の支援に努めます。

② 障がい者団体の活動支援

障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、障がい者団体の自主的な活動に対して必要な支援を行い、団体の活性化に努めます。

（4）手話言語の理解及び普及

【現状と課題】

すべての人は、自分の生活に関わるさまざまな人と交流し、多様な関係をつくる中で、自分らしい豊かな生活を送る権利を有していますが、現実には、多くの障がい者が情報の格差等により社会への参加が制限され、自分に与えられた権利も行使することが困難な状態におかれています。

中でも、手話は、ろう者※が自己の生活を営むために第一言語としてこれまで大切に育んできましたが、音声による情報の取得や意思疎通が社会の中心となっている現在において、障害者の権利に関する条約や障害者基本法で、手話が言語として位置づけられたものの、ろう者※が生活を営む上で必要不可欠な言語であること及びろう者と共に歩んできた深い歴史があることに対する理解が社会的に深まっているとは言い難い状況です。

このような状況を踏まえ、手話が独自の言語体系であることに対する理解を深めるとともに、手話をはじめとする意思疎通の総合的な支援についての条例の制定を目指し、手話を習得する機会を確保する取組を推進していくことが必要です。

※ろう者：主に手話を言語として用いる聴覚に障がいがある人をいいます。

【施策の目標】

①手話言語の理解促進等

手話が独自の言語体系であることについて、町の広報などを通じて周知し、町民の理解促進や普及啓発を図ります。

②手話を習得する機会の確保

手話の習得に必要な知識を醸成するための機会の確保に努めます。

２．福祉サービスの充実

（１）情報提供の充実

【現状と課題】

障がいのある人の生活や社会参加の促進には、情報アクセシビリティの向上や意思疎通の支援は非常に重要となります。

本町では、広報・公式ＬＩＮＥのほか、窓口・郵送による制度案内や「障がい者の手引き」の配布、各種障がい者団体を通じて情報提供に努めているところであり、「障がい者アンケート」では、福祉サービスに関する情報について約３０％の人が役場窓口又は町広報紙から得ていることから、今後もより充実した情報提供が必要となりますが、障がいに関する福祉制度は、福祉政策の変化により制度の変更が多く、障がいのある人のニーズが多様であり、さらに充実した情報をより迅速、的確に提供していくことが必要です。

また、手話、点字、音訳、要約筆記等あらゆる障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段が障がいのある人にとって必要不可欠であるという認識に基づき、障がいに対する理解を深めるとともに、障がいの特性に応じた意思疎通手段を選択して利用することができる環境づくりが必要です。

【施策の目標】

①障がい者ニーズに即した情報の提供

町の広報・公式ＬＩＮＥ等を活用し、相談の機会や障がい福祉サービス、制度の変更内容等の障がいのある人や家族が求める情報の的確な提供に努めます。

②意思疎通の支援の充実

障がいのある人が情報を取得し、意思疎通の手段を選択して利用する機会を確保するため、町は、手話通訳や筆談の対応等の意思疎通に係る支援に努めるとともに、事業者においては、障がいの特性に応じた意思疎通が行われるよう合理的配慮を提供することとします。また、意思疎通支援者等を確保するため、養成研修等の参加しやすい環境の整備に努めます。

③サービスに関する情報の周知徹底

障がいのある人一人一人の状況に対応したサービス・制度説明等の周知徹底に努めます。

（２）相談体制の充実

【現状と課題】

障がいのある人やその家族が、充実した日常生活を送るためには、抱えている様々な問題や悩みを解消するための身近なところで相談や支援できる体制の整備・充実を図る必要があります。また、障がいのある人の家族の高齢化に伴い、成年後見制度の需要が増加することが見込まれることから、個々の相談ケースに応じた相談体制が必要となっています。

現在、役場保健福祉課に設置している美瑛町障がい相談支援センター、美瑛町地域自立支援協議会委員、民生児童委員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員の協力や社会福祉協議会事業の「心配ごと相談」などの様々な相談業務に対応しています。

相談による情報提供をめぐっては、相談内容によって窓口が異なるなどの課題があるため、「障がい者基幹相談支援センター」の機能が必要となります。また、役場相談窓口の連携による総合相談的なきめ細かな相談体制の整備や民生児童委員、相談員等が地域における身近な相談相手として、行政職員とは異なった立場での相談に応じることができる相談者のニーズに即した相談体制の充実が必要となっています。

【施策の目標】

①相談窓口及び相談員の周知

障がいに関する相談窓口体制及び民生児童委員、相談員の周知に努めます。

②相談体制の充実

相談者のニーズに即した相談に対応するため、「障がい者基幹相談支援センター」の設置の検討及び重層的支援体制の整備に向けた取組を推進するとともに、保健・福祉・医療・教育等の関係部局や関係機関との連携強化により利用しやすい相談体制の充実に努めます。

また、障がいのある人が適切な意思決定支援のもとで自らの決定に基づき、日常生活又は社会生活を営むことができる体制の整備に努めます。

③相談員等との連携強化

身近な相談相手である民生児童委員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、心配ごと相談員等との連携を深め、相談活動の充実に努めます。

（3）在宅サービスの充実

【現状と課題】

障がいの重度化・重複化や障がいのある人の介助者の高齢化が進行している中で、障がいのある人自身が住み慣れた地域で安心して生活し、積極的に社会参加していきたいという要望は大きくなってきており、在宅サービスをはじめ、地域生活を支えるサービスが大変重要なものとなります。

本町では、日常生活能力や身体機能の向上を図るための訓練、就労のための訓練や支援等の個々の能力に対応した通所による日中活動系サービス（訓練等給付）の利用が増加しています。また、補装具、日常生活用具を給付することにより、日常生活の利便が図られているところです。

「障がい者アンケート」では、将来の生活について、回答された人のうち、「今のまま生活したい」という人が約７０％を占めています。障がいのある人が住み慣れた地域や家庭で自立した生活を営むためには、障がいのある人や介護にあたる家族に対して、きめ細かな福祉サービスの提供を行うとともに、自立と社会参加を支えるために必要なサービスの充実が必要となっています。

【施策の目標】

①障がい福祉サービスの充実

障害者総合支援法の周知を図るとともに、居宅介護等の訪問系サービス、就労支援等の日中活動系サービスを利用者のニーズに対応した提供を行い、障がい福祉サービス事業所と連携しながら支援の充実に努めます。

②居宅生活の充実

社会福祉法人をはじめＮＰＯ法人等によるグループホームの設置を促進するとともに、情報を提供し、居住の場の確保を図ります。

③計画相談支援の充実

障がいのある人の抱える課題の解決や適切なサービス利用を進める計画相談支援が重要となることから、相談支援事業所の拡充及び相談支援専門員等の養成を働きかけていきます。

④地域生活支援事業の充実

障がいのある人の自立生活を高める補装具や日常生活用具の給付事業等の周知を図るとともに、各種福祉制度の周知に努めます。

（4）施設サービスの充実

【現状と課題】

「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念の具現化という観点からも、可能な限り在宅での生活を支援する傾向が強まっています。知的障がいや精神障がいのある人にとっては、暮らしの拠点である住まいを確保することが地域生活を支援・促進する上で重要となります。

また、地域での障がいや障がいのある人への理解はまだまだ十分でない状況にあります。今後においては、障がいのある人が地域で安心して暮らしていけるよう、生活の場となる住宅の確保を支援していく必要があります。特に、施設入所者や長期入院患者の地域生活への移行においては、グループホームなどの地域において安心して暮らせる住まいを確保していく必要があります。

また一方では、在宅生活を継続しながら生活訓練や作業訓練等を行い、自立と社会参加の促進を図る日中活動系サービスの需要が高まっています。

今後においては、施設の様々な機能の地域社会への開放や地域との交流を推進し、障がいのある人の生活を総合的に支えていくことも必要になっています。

【施策の目標】

①グループホームの充実

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活ができる場を確保するため、グループホーム等の整備を促進していくとともに、障がいの特性に応じた利用促進のための支援を行います。

②サービスの質の確保と基盤の整備

障がいのある人一人一人の状況に応じたサービス利用が可能となるよう、サービスの内容及び事業所等について周知するとともに、適切なサービス利用のためのマネジメントに努めます。

③施設と地域住民との交流の促進

障がいのある人に対する理解を深め、地域社会への参加促進のため、施設と地域住民との交流促進に努めます。

３．保健・医療の充実

（１）障がいの予防・早期発見

【現状と課題】

障がいの発生は、遺伝的要因や妊娠・出産期に特発又は突発的に起こる要因による先天的なものと、脳・心血管疾患、糖尿病合併症、慢性閉塞性肺疾患（以下「ＣＯＰＤ」といいます。）などの生活習慣病や事故等による後天的なものに分かれます。妊娠期・乳幼児期については、適切な栄養摂取や感染予防、また、喫煙やアルコール・薬物が及ぼす影響に関する知識の普及等により、安全な妊娠・出産による障がいの未然の防止を図るとともに、発達の遅れや障がいを早期に発見し、療育に移行していくことが重要です。

現在、妊婦相談、妊婦健診事業、新生児聴覚検査、乳幼児健診、先天性股関節脱臼検診の他、新たに３歳児健診においてスポットビジョンスクリーナーによる屈折異常検査を導入し、障がいの予防・早期発見に努めています。

今後においても、関係医療機関との連携を密に行い、ハイリスクの妊娠・出産等に配慮した妊婦健康診査結果の活用、乳幼児期の健康診査や訪問指導、子育て教室等の幅広い母子保健事業を継続し、妊娠・出産・乳幼児期の一貫した健康づくり体制の充実と効果的な事業を推進していきます。

また、脳血管疾患の後遺症や糖尿病合併症等の生活習慣病を起因とした障がいについては、美瑛町健康増進計画や医療保険者による特定健診等実施計画、保健事業実施計画に基づき、保健師、管理栄養士による個別相談、栄養・健康学習会等の継続的な支援を行い、望ましい生活習慣の確立やデータ改善を図ることで障がいの発症予防と重症化予防に努めます。

交通事故や労働災害による障がいの予防については、町において関係機関と連携を取りながら今後も啓発活動を推進していきます。

【施策の目標】

①健康意識の啓発

胎児期における母体感染の予防、妊娠前からの適切な栄養摂取の知識や胎児に影響する喫煙やアルコール・薬物等の正しい知識の普及啓発に努め、生活習慣病の予防、労働災害の防止のための啓発活動を推進します。

②母子保健の充実

先天的な障がいの発生予防を図るため、妊婦一般健康診査の助成とその結果を活用した保健指導の充実を図るとともに、乳幼児期の健康診査や訪問指導、子育て教室の実施により母子保健事業の一層の充実を図ります。

また、「上川保健所周産期小児期養育支援保健・医療連携システム」により、妊娠期から上川中部圏域の産婦人科、小児科等と連携し、低出生体重児や育成医療の対象となる母子への早期支援体制の充実を図ります。

③成人保健の充実

後天的な障がい予防として、脳・心血管疾患や糖尿病、ＣＯＰＤ等の予防可能な生活習慣病の発症と重症化を予防するため、青・壮年期層の健康診査の受診率の向上と健診や診療報酬請求（レセプト）等の客観的なデータに基づき、対象を明確にした保健指導の充実を図ります。また、効果的な二次健診体制の検討や医療との連携を図り、脳・心血管疾患や糖尿病等の早期発見、早期治療を推進します。

（2）医療・地域リハビリテーションの充実

【現状と課題】

「障がい者アンケート」においては、外出する目的として、約６０％の人が「医療機関への受診」と答えている状況にあります。

本町では、障がいの軽減・除去を図るための更生医療の給付や医療費負担の軽減のための各種医療費助成制度を実施しているところです。

障がいのある人にとって医療は障がいの部位及び内容にとってのものだけでなく、二次的障がいの発生予防の観点からも重要であり、障がいのある人が医療を受けやすい環境づくりが必要です。そのためには、各種医療費助成制度を広く周知するとともに、在宅医療の一層の充実が求められるところです。

一方、リハビリテーションは、健康づくり、疾病の予防、治療を継続し社会復帰へとつなげる上で重要な役割を担っています。従来は交通事故、労働災害などによって肢体に障がいのある人がリハビリテーション医療の中心でしたが、近年、事故や外傷後の高次脳機能障害や、高齢化、生活習慣病の増加などによる脳卒中や認知症の増加等疾病構造の変化により、心身の両面に障がいを抱えた人などが増加しています。障がいの要因となる疾病等の予防、早期発見や治療の充実、障がいを軽減するリハビリテーションが求められるところです。

障がいのある人が、地域において健康で自立した生活を送るためには、障がいに応じたリハビリテーションの提供体制の整備を進めるとともに、家屋改造や補助器具の普及、医療・福祉の連携の下でのリハビリテーションの充実が必要です。

【施策の目標】

①医療費助成制度の周知と在宅医療の充実

障がいのある人が安心して適切な医療が受けられるよう、各種医療費助成制度の周知に努めるとともに、訪問診療や訪問看護など在宅医療の充実に努めます。

②リハビリテーション提供体制の充実

障がいのある人が地域で各種障がいに応じたリハビリテーションを受けられるよう、医療機関等の関係機関と連携し、リハビリテーションの提供体制の整備に努めます。

（3）精神保健福祉施策の充実

【現状と課題】

近年、社会環境の複雑化や多様化によりストレスが増大し、精神疾患や適応困難などの障がいが、年々増加の傾向にあります。さらに、高齢化に伴う高齢の精神障がいのある人の増加や、発達障がいなど人との関係の構築に苦手さを持つ人の社会適応困難による二次的な精神疾患も増加しています。こうした中、精神障がいのある人に対しては、心の健康づくり教室、精神保健相談、日中活動系サービス（就労支援等）、ホームヘルプサービス（居宅介護）など施策が拡充されてきているものの、他の障がいのある人の各種施策と比べるとまだ十分とは言えないのが実情です。

精神疾患は、早期発見と早期の適切な対処により治療や症状の軽減が可能な病気であり、症状や生活上の障がいと上手に付き合いながら地域で生活を送ることができ、他の疾患と異なる特別な病気ではありません。しかしながら、精神疾患や精神障がいのある人に対する誤解や偏見はまだ存在しており、ノーマライゼーションの考えを普及していくためには、町民が正しい理解と認識を深めるための啓発の強化を図る必要があります。

また、精神障がいのある人を含め、「希望するすべての障がいのある人が安心して地域で暮らせる社会づくり」を進めるためには、地域の実情に応じた相談支援体制の充実に加え、精神保健、医療、福祉の一体的な取組「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の推進が必要となります。

精神保健福祉行政は、入院医療中心の施策から社会復帰、地域移行や福祉施策にその幅が広がり、障がいのある人にとって最も身近な市町村における役割が大きくなってきていることから、今後においても、相談体制の充実、交流の推進、社会復帰のための支援、在宅生活を支える施策の充実など総合的な施策を展開するとともに、精神保健、医療、福祉の一体的な支援体制の構築を目指し、精神障がいのある人の自立と社会参加を推進していくことが必要です。

【施策の目標】

①予防と啓発活動の推進

精神疾患の予防と早期発見のため、精神保健相談、心の健康づくり教室の充実を図るとともに、精神障がいに対する偏見の解消に向け、正しい理解と認識を深めるための啓発活動の強化に努めます。

②在宅支援体制の充実

精神障がいのある人が住み慣れた地域で継続した生活が営めるよう、障害者相談支援センターでの相談、地域生活支援センターの活用やホームヘルプサービス（居宅介護）の充実に努めるとともに、地域で共同生活するためのグループホームの整備に向けた検討に努めます。

③自立と社会参加の推進

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」における取組の推進に努めるとともに、精神障がいのある人が社会復帰施設に通所するための交通費の一部を助成、さらに、精神障がいのある人が集い交流できる場を確保するなど、精神障がいのある人の自立と社会参加の推進に努めます。

４．療育・教育の充実

（１）障がいのある子どもの発達支援の充実

【現状と課題】

子ども・子育て支援法の基本理念に基づき、家庭、学校、地域が相互に協力を図り、障がいのある子とその家族に対し、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援を提供する体制を整備し、障がいのある子どもの利益を保障する必要があります。

そのためには、乳幼児健診や就学児健診などの健康診査により、障がいの早期発見に努めるとともに、一人一人の障がいの種類・程度・適性及び発達段階等に応じたきめ細かい療育や教育を受けられる体制の整備が必要となります。

本町では、先天性股関節脱臼検診、乳幼児健診などにより障がいの早期発見に努めるとともに、保育所等における障がいのある子どもの受け入れや、子ども支援センターにおいて、障がいや発達の遅れがある子どもについての相談や療育を関係機関と連携して実施しているところです。

また、障がいや発達の遅れのある子どもに対して、相談支援、通所支援などのサービスを提供するとともに、子ども支援センター関係機関連絡会議、療育支援検討・連絡会議の開催、育児相談会、発達教室の開催等の早期療育支援に向けて取り組んできているところです。

今後は、障がいのある子どもを取り巻く社会環境の変化などが予想されますが、将来を見据えて、一人一人の障がいの種類・程度・適性及び発達段階等に応じたきめ細かい療育を推進するとともに、障がいの早期発見、早期療養と教育・福祉・保健・医療の関係機関の連携を密にして相談などの支援体制の充実を図ることが重要です。

【施策の目標】

①相談体制の充実

障がいの早期発見から早期療育への適切な移行が行われるよう、乳幼児健診などの充実を図るとともに、保健、福祉、教育など関係機関が連携し、地域療育推進体制、相談体制の充実に努めます。

②療育支援体制の充実

障がいや発達に心配のある子どもとその保護者等に対し、障がいの種類、程度、能力・適性及び発達段階に応じたきめ細かい適切な療育及び育児支援を行うため、療育関係機関との連携を密にし、子ども支援センターの充実を図ります。

③障がい児福祉サービスの充実

障がいや発達に遅れのある子どもの心身の状況に応じ、自立の支援と日常生活の充実を図るため、相談支援や通所支援等を利用者のニーズに対応した提供を行い、障がい児福祉サービス提供事業所と連携しながら支援の充実に努めます。

④家族への支援

保護者等の就労支援、介護負担の軽減やレスパイトケア等の観点から、障がいや発達に遅れのある子どもに対する保育の支援体制の強化や子育て相談等の家族への支援を充実します。

（2）支援教育の推進

【現状と課題】

美瑛町教育委員会では、障がいのある子どもたちの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行っています。

教育的支援を必要とする子どもたちは増加しており、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を行うためには、更なる支援教育の充実を図る必要があります。

本町では、児童生徒の障がいの有無に関わらず、一人一人が自立や社会参加を目指して心豊かにたくましく育つよう、教育的ニーズに沿ったきめ細かな教育を進めるために、合理的配慮のもと、本人及び保護者と合意形成を図り、各関係機関と連携して一貫した教育・支援を行うことを目指しています。

早期から支援を行っていくためには、小中学校間の連携のみならず、関係機関との連携が必要となります。そのため、本町では、幼稚園や保育園、子ども支援センターをはじめ、高等学校や就労先、医療機関等、関係機関との連携を大切にし、「すべての子どもをすべての大人で」という考えのもと、小学校から中学校までの９年間について、「点」ではなく、「線」としての切れ目のない教育を行っています。

また、「すべての子どもへの予防教育」という観点から、個に応じた支援体制の整備・充実を図るため、「教育支援員」を町独自に配置し、教育的配慮が必要な児童生徒へのチームティーチング方式の指導や発達段階、障がいの状態に応じたきめ細かな指導を実施しています。

また、言語障害通級指導教室（通称「美瑛町ことばの教室」）、学習障害・注意欠陥多動性障害通級指導教室（通称「美瑛町そだちの教室」）、情緒障害通級指導教室（通称「美瑛町すだちの教室」）を設置し、児童生徒への支援を行っています。

幼児及び児童生徒に対する教育的支援の充実と支援体制の整備を促進するために設置した美瑛町支援教育連携協議会では、小中学校・高等学校・幼稚園・保育所・保健福祉課（関係部署を含む）・親の会等が参加し、関係機関で情報共有を行うことで、連携を深めています。また、幼稚園・保育所及び小中学校では、円滑な引継ぎを行うためにお互いに子どもたちの様子や課題等を共有するとともに、必

要に応じて就学先や進学先に出向くなど、子どもの実態把握とキャリア教育充実のため、高等学校への進学や、その先の就労を見据えた教育相談・就学相談を行っています。

早期からの一貫した支援のためには、障がいの有無に関わらず、幼児及び児童生徒の成長記録や指導内容等に関する情報について、本人及び保護者の同意を得た上で、その取り扱いに留意し、適切な就学先の決定及び引き継ぎに必要な資料を整えて、情報の共有を図っていくことが必要です。

【施策の目標】

次の基本的な考え方に基づき、支援教育を推進していきます。

①一人一人の教育的ニーズに応える支援

②早期からの一貫した支援の充実（学校での支援の体制・連携した支援の構築）

そして、これらの基本的な考え方に基づき、次の視点にたって、本町における支援教育を推進します。

Ⅰ）早期からの一貫した支援を目指した支援教育の推進

幼稚園・保育園及び小中学校が中心となって、本人・保護者の意向を踏まえ関係機関と連携し、個別の支援計画（子育てファイル「すとりーむ」及び個別の教育支援計画）を作成・活用することで、子どもの個性や特徴、成長過程などを共通理解するとともに、将来の自立に向けた手立てを共有し、効果的な支援を推進していきます。

Ⅱ）幼稚園・保育園、小・中学校における支援教育の充実

一人一人の教育的ニーズに応じた指導計画と支援体制の工夫をし、障がいの程度や特性に応じた指導の充実を目指します。

Ⅲ）一人一人の教育的ニーズに配慮した支援を推進するための教職員等の専門性の更なる向上

特別支援学級や通級による指導を担当する教師をはじめ、すべての教職員等に、支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮に対する理解が求められています。

特別支援学級に在籍する児童生徒一人一人の学習カリキュラムや教育環境の調整を行えるよう、研修を通じて教職員等の専門性の向上に努めます。

また、特別支援教育スーパーバイザーからの指導・助言及びパートナーティチャー事業の活用等、専門性の向上に努め、支援教育の中核となる人材を育成していきます。

子どもの障がいの状態や程度等の専門的な判断や障がいの特性に基づく適切な指導が必要であることから、医療及び心理発達などの専門家との連携を行います。

また、保健福祉課をはじめ、障がい相談支援センターや子ども支援センター、保健センターなど、関係機関との継続的な連携を図り、充実した指導と切れ目のない支援体制を整えます。

Ⅳ）美瑛町に在住するすべての子どもたちへの支援

本町では、障がいの有無にかかわらず、一人一人の子どもの教育的ニーズに沿ってアセスメントを行い、すべての子どもたちが心豊かにたくましく生活できるよう、障がい者の権利に基づくインクルーシブ教育の理念を踏まえながら、支援教育を推進していきます。

（3）福祉教育と交流の推進

【現状と課題】

未来を担う子どもたちが、高齢者や障がいのある人との交流のなかで学ぶものは、福祉・人権を大切にする社会を形成するために欠かせないものです。

障がいや障がいのある人に対する町民の正しい理解と認識を深めるためには、各種啓発活動や福祉教育を通して町民の誤解や偏見を取り除いていくとともに、障がいのある人との交流機会の拡充を図ることが必要です。

本町では、小中学校において総合的な学習の時間などで障がい者福祉を含めた社会福祉についての理解の推進に努めるとともに、地域福祉活動への参加や福祉施設の訪問ボランティアなどを行い、児童・生徒の福祉に対する心の醸成を図っています。

他人への思いやりと助けあいの心を育て、潤いとゆとりのある福祉社会を築くため、子どもから大人まで、生涯にわたってそれぞれのライフステージに応じた福祉の意識づけや福祉教育、交流機会の拡充などを総合的に推進する必要があります。

【施策の目標】

①福祉教育の推進

障がい及び障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動に努めるとともに、成長に応じた福祉教育の推進や福祉読本やボランティア体験などを通じて福祉教育の充実を図ります。

②交流教育の推進

障がいの有無にかかわらず、児童生徒が互いに協力しながら共に育つことにより障がいや障がいのある人について理解を深め、思いやりと助けあいの心を育てる交流教育を一層推進します。

③ボランティア活動の機会の拡充

子どもの頃から地域福祉活動を通じてボランティア活動に参加できるよう活動機会の拡充と環境の整備に努めます。

５．雇用・就労の支援

（１）雇用機会の拡大

【現状と課題】

働く意欲を持つ障がいのある人に対して、その適性と能力に応じた多様な就労の機会や場を確保していくことは、経済的な自立の手段としてはもとより、障がいのある人の働く権利、自己実現、さらには社会への参加と貢献など生きがいを得るという観点から大変重要です。

障がいのある人の雇用機会の拡充においては、「障がい者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障がいのある人の雇用に関する広報啓発、適応訓練の実施、事業主の雇用義務や事業主に対する助成など様々な施策が行われておりますが、社会経済環境の影響などにより依然として厳しい状況が続いています。

このため、関係機関の協力を得ながら、障がいのある人の雇用に関する正しい理解と認識を深め、障がいのある人のそれぞれの能力を正当に評価し、適切な雇用の場の確保とその安定を図るよう事業主の理解を得ることが求められています。また、事業主に限らず、広く町民に対しても、障がいのある人の雇用に関する正しい理解と認識を深めるための啓発や障がい者雇用に関する制度の周知に努めるとともに、就労相談体制をはじめ、労働・保健・福祉・教育機関、ハローワークなど、関係機関との密接な連携を図りながら雇用機会の拡大を推進していく必要があります。

【施策の目標】

①障がい者雇用・制度に関する啓発、情報提供等

町民や事業者等に対し、障がい者雇用にかかる各種制度の周知や情報提供を行うとともに、ハローワーク等の関係機関と連携しながら周知啓発に努めます。

②障がいのある人の雇用・職場への定着支援

「障がい者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業、地方公共団体における障がいのある人の雇用を促進するとともに、職場への適応や定着を推進するため、ジョブコーチの育成及びその活用の促進など支援策の充実に努めます。

③差別の禁止・虐待の防止、合理的配慮の提供等の確保

職場における差別の禁止や虐待の防止、合理的配慮の提供の確保に取り組み、障がいのある人の障がいの特性や状態に応じた働く場の提供に努めます。

（2）就労への支援

【現状と課題】

働くことへの意欲を持つ障がいのある人が、個々の適性と能力に応じた就労の機会に恵まれることは、その障がいの程度や種類による制約が多く、必ずしも円滑に行われているとは言えない状況にあります。

「障がい者アンケート」においては、障がい者の就労支援として、どのようなことが必要かとの質問事項に対して「職場の障がいに対する理解」と回答された人が多く、次いで「通勤手段の確保」、「勤務日数等の配慮」と回答された人が多い結果となりました。

障がいのある人の雇用の拡大と推進のためには、社会の動向に対する柔軟な対応と、障がいのある人個々の適性に対応した就労への支援策が必要ですが、障がいのある人を取り巻く社会環境の変化などにより依然として雇用状況は厳しく、多くの人が働く機会を待っている状況にあります。

こうした状況を踏まえ、障がいのある人の就労への支援と自立更生に向けて、障がいのある人に各種制度の周知を図るとともに、各関係機関と連携して適応訓練の実施や雇用に関する情報の提供などの充実が必要です。

【施策の目標】

①就労と自立更生への支援

障がいのある人に助成制度等の周知を図り、障がいのある人の就労と自立更生を促進します。

②職業能力の向上支援等

就職した障がいのある人の職業能力の向上を図るため、関係機関と連携して、必要な技術への対応などスキルアップの支援に努めます。

③職場実習等の拡大支援

障がいのある人の職場実習を推進するとともに、就労移行支援や就労継続支援を行う事業所、企業等と連携を図り、インターンシップの場の整備など、就職に向けた実務訓練の機会の確保・充実に努めます。

（3）福祉的就労への支援

【現状と課題】

障がいのある人の就労の意向は高く、また、それぞれの障がいの状況に応じた働き方を強く望んでいます。

就労支援事業所等で行われる福祉的就労は、一般就労の難しい障がいのある人に対し、働く機会や社会参加の機会を提供する役割のみならず、日中の居場所や多くの人とのふれあいの場の提供など、多面的な役割を担っています。

本町においては、就労支援事業所が４事業所あり、地域の障がいのある人が通所しながら福祉的就労に取り組める場として、地域に根ざした活動が行われ、多くの町民が活用しており、引き続き支援の充実が必要です。

また、福祉的な就労の場における障がいのある人の賃金アップを図るため、町における物品及び役務の優先発注や、魅力ある製品の開発、販路開拓・拡大等の支援を推進するとともに、作業に従事する障がいのある人が悩みを相談できる体制の充実など就労環境の整備を図る必要があります。

また、障がいのある人の社会参加と就労支援のため、町外の就労移行支援事業所等に通所されている人に対して、通所に要する交通費の一部助成をしており、今後も継続して支援を行う必要があります。

【施策の目標】

①就労支援事業所等の充実

一般企業等への就労が困難な障がいのある人が自分らしく働けるように、就労環境の整備に努め、就労支援事業所等の充実を促進します。

②就労支援事業所等への支援

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（通称「障害者優先調達推進法」）」における物品等の調達方針などにより、障がいのある人を支援する施設や事業所等における業務の受託を促進するとともに、就労支援事業所等との情報交換の場を設けるなど、福祉的就労機会の拡大に努めます。

③就労支援事業所等への通所支援

障がいのある人が社会参加を目指すため、町外の就労移行支援事業所等に通所する人に対して、交通費の一部を助成するなど、通所支援に努めます。

６．生活環境の整備

（１）福祉のまちづくりの推進

【現状と課題】

障がいのある人が地域社会の一員として、住み慣れた地域で安心して生活し自らの意思で社会参加できるような総合的・効果的な福祉のまちづくりに取り組むためには、社会の中にある様々なバリア（障壁）を取り除いていくことが必要です。

本町としても、国や北海道において、障がいのある人の生活環境整備に向けた法律や条例が制定され、その状況も踏まえ、障がいのある人が安心して社会参加できるよう、公共施設等の整備に努めてきたところです。

町民が安心して生活するためには、公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化はもちろんのこと、町民・事業者の理解や協力が得られるよう努めるとともに、障がいのある人が家庭や地域で生活ができる社会づくりに向けて、誰もが使いやすく整備された福祉のまちづくりを進める必要があります。

【施策の目標】

①福祉のまちづくりの推進

「美瑛町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例」、「美瑛町都市公園条例」や「北海道福祉のまちづくり条例」などに基づいたバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を関係機関と連携して進め、誰でも使いやすく整備された福祉のまちづくりを推進します。

②道路や公共施設等の改善・整備

障がいのある人もない人も安全で快適に道路を利用できるよう、歩道の段差解消等のバリアフリー化整備に取り組むとともに、既存の公園や公共施設の障がい者用トイレなどに、ユニバーサルデザインの視点を取り入れるよう努めます。

不特定多数の人が利用する民間施設等においても、すべての人が円滑に利用できるバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入について働きかけを行います。

③円滑な移動対策の推進

障がいのある人の外出や社会参加を支援するため、移動支援事業を充実します。また、身体に重度の障がいのある人などに対してハイヤー料金の助成を行うとともに、町外の医療機関を受診する人工透析患者や特定疾患患者に対して、交通費の一部を助成するなど、移動対策の支援に努めます。

（2）住宅環境支援

【現状と課題】

障がいのある人が地域で自立した日常生活を営むためには、住宅が住みやすい構造になっていることが重要です。

近年、障がいのある人や高齢者に対応し、バリアフリー住宅の研究・開発が進み、住宅の構造はかなり改善されてきているところですが、老朽化した住宅などにおいては、改善が必要な場合も多くあります。

本町においては、住宅の改善策として、住宅リフォーム等助成事業の実施、障がい者日常生活用具給付事業や介護保険制度における住宅改修等の住宅改善支援を行ってきたところです。

今後においては、障がいのある人や高齢者の自立生活の維持向上や介護負担の軽減を目的とした住宅の改善について、適切な相談や支援が行われるよう施策の充実が求められています。

【施策の目標】

①相談機能の充実と制度の周知

障がいのある人一人一人のライフスタイルに対応して、将来にわたって安心して住み続けることができるよう、また、住宅改善が適切に実施できるよう住宅改善に関する相談体制の充実に努めるとともに、住宅改善に係る助成・貸付制度の周知に努めます。

②住環境整備事業の充実

住宅リフォーム等助成事業の実施において、関係事業者への制度周知の徹底と連携強化を進め、町民の誰もが安全で安心して暮らし続けられる住環境整備の充実に努めます。

（３）公営住宅の整備

【現状と課題】

公営住宅の活用については、既存ストックの活用方針を定めた「美瑛町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的に実施してきました。

計画では、特に老朽化している簡易耐火構造住宅の建替を継続的に進めることとします。

また、本町の公営住宅整備として、大町団地２棟３０戸、中町団地５棟７２戸、旭町団地４棟３２戸、北町団地３棟１６戸の住戸がユニバーサルデザインに対応し、誰もが住みやすい住環境整備を推進しています。

しかし、令和６年度に実施した町民向けアンケート調査（無作為に抽出した１，２００世帯を対象に実施）では、「除排雪に対しての不安」「災害や緊急時における不安」「交通機関の利用が不便」「各施設への利便性が悪い」「住環境支援の充実」などの意見が寄せられました。

このように公営住宅の整備のみならず「障がいのある人が快適で安心安全と思える住環境づくり」が重要となります。

【施策の目標】

①障がいのある人に配慮した住宅整備

障がいのある人・子育て世帯・高齢世帯が混在するミックスコミュニティ団地として、入居者が安心で安全に生活できる住宅の整備を検討します。

②公営住宅の計画的整備

「美瑛町住生活基本計画」「美瑛町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な公営住宅の整備を推進し、長期的に活用する耐火構造住宅の適正な維持管理を行い、障がいのある人や高齢者などを含めた入居者が快適で安全に生活できる住宅整備を展開します。

③公営住宅の優先入居の機会拡大

美瑛町営住宅条例で示している入居資格として、「障害者基本法」に規定する人を優先入居としています。

日常生活の利便性を考慮して、障がいのある人に配慮した対応に努めます。

（4）道路・公園の整備

【現状と課題】

「障がい者アンケート」において、外出時に不便に感じることとして「道路や駅に階段や段差が多い」、「外出先の建物の設備が不便」と回答された人が多いことから、障がいのある人は、外出しやすい環境の整備を求めています。

町民の多くが何気なく利用している道路でも、障がいのある人にとっては、歩道の段差、路上の放置自転車や看板などが障がいとなり、移動を困難にしている場合があります。

障がいのある人が安心して公共施設や公益的施設を利用できるようにするためには、段差の解消や歩道の占拠物の排除、障がい者用トイレの設置、スロープの設置など障がいのある人が安全に活動できるような条件整備とともに、公共性の高い施設については、民間事業者の理解と協力が必要となります。

本町としても、障がいのある人に配慮した道路、公園などの整備を段階的に実施しているところですが、今後においても障がい者団体等の意見を把握し、公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を促進するとともに、公共性の高い施設において、民間事業者などの理解と協力を求めることが必要です。

【施策の目標】

①障がいのある人の意向を取り入れた公共施設整備

道路、公園などの公共施設の整備において、障がいのある人の意向の把握に努めるとともに、障がい者用トイレの設置、障がい者用駐車スペースの確保、スロープの設置、段差解消などにより、障がいのある人が安心して利用することができる施設整備に努めます。

②交通安全対策の充実

歩道の段差解消、視覚障がい者誘導用ブロックの設置や音響信号機の設置を関係機関と協力しながら促進し、障がいのある人が安心して利用できる道路の整備に努めます。

③民間事業者への協力要請

ホテル、駅、病院、銀行、スーパーマーケットなど多数の人々が利用する公共性の高い施設については、障がいのある人に配慮した施設となるよう、民間事業者への理解と協力を求めていきます。

（５）交通・移動手段の充実

【現状と課題】

障がいのある人の社会参加の増大や行動範囲の拡大に伴い、障がいのある人が安心して街に出られるよう、移動におけるハンディキャップの軽減を図ることが益々必要となってきています。

「障がい者アンケート」では、障がいのある人の外出目的として「買い物に行く」が６５％、「医療機関への受診」が６３％と多く、日常生活を営むために欠かせない外出が上位となっています。

本町においては、移送サービス、重度障がい者のタクシー料金助成制度、スクールバスの無料化や白金線バスの無料定期券の発行など行動上の不便がある障がいのある人や高齢者などの外出機会を増やし、行動範囲の拡大のための支援策を進めてきました。

しかし、一方では、社会参加機会の拡充やニーズの多様化などに伴い、交通・移動手段の確保は、日常生活を営む上で欠かせない要素となっており、更なる制度の充実や経済的負担の軽減などが求められています。

さらに、ガイドヘルパー（重度の視覚障がい者や全身性障がい者が外出する際に支援する人）の養成や各種の移動・交通手段のサービスについて、啓発及び普及を図る必要があります。

【施策の目標】

①移動手段の充実

重度障がいのある人の通院や社会参加の機会を増やすため、移送サービスやタクシー料金助成制度の充実に努めるとともに、白金線バスの無料定期券の周知、有償移送サービスや介護タクシーの今後の検討を行い、研修、スポーツ活動、余暇などにおける社会参加の促進に努めます。

②ガイドヘルパーの養成

一人では外出が困難な重度視覚障がい者などの日常生活における外出や生活領域の拡大のため、関係機関と協議し、ガイドヘルパーの養成及び派遣事業の検討を進めます。

③各種制度の啓発

交通機関の割引制度、駐車禁止の適用除外、各種移動サービスなど、各種制度の普及・啓発活動に努めます。

（６）防災・安全対策の充実

【現状と課題】

近年は、熊本地震、北海道胆振東部地震や能登半島地震等を教訓に、日頃から自主防災組織、地域住民と協力しながら要配慮者に対する安全確保と避難支援体制を充実させることがより一層求められています。

本町においては、障がいのある人や高齢者で緊急時の対応の迅速化に向けて避難行動要支援者名簿の作成など災害等の支援体制の整備に努めていますが、「障がい者アンケート」において、約６０％の人が災害など緊急時に一人で避難することができない又はわからないと回答しています。

今後においては、実態把握や緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努めるほか、特に避難支援を要する障がいのある人や自力での避難が困難な支援希望者等を「避難行動要支援者」とし、「個別支援避難計画」により支援体制の確立を図ります。また、災害発生時や避難場所等において、様々な障がいの特性に応じた支援や配慮ができるよう、障がいの理解の促進に努めます。

【施策の目標】

①避難行動要支援者に対する避難支援

障がいのある人などが災害時に適切かつ迅速に避難誘導され、必要な支援が受けられるよう、避難行動要支援者名簿の更新を適宜行うとともに、地域住民や関係団体などと連携し、災害時要援護者の安否確認や避難支援などのための体制整備を「美瑛町地域防災計画」に基づき努めます。

② 障がいのある人が参加する防災訓練の実施

障がいのある人の参加のもとに、災害時における障がいのある人の安全の確保と、適切かつ迅速な救出・援護が図れるよう、防災訓練を推進します。

③避難所の周知

災害時に障がいのある人が適切な避難行動をとれるよう、町の広報や公式ＬＩＮＥ、ホームページ、ハザードマップ、表示板等により地域の避難所及び避難経路の周知を図ります。

7．スポーツ・レクリエーション及び文化芸術活動の振興

（1）スポーツ・レクリエーションの振興

【現状と課題】

障がいのある人にとってのスポーツやレクリエーションは、体力の維持、健康増進に役立つとともに、機能回復や二次障がいの防止などにも効果があると言われています。また、障がいの有無を問わず幅広い交流を可能とするものであり、地域社会の人々が障がいのある人に対する理解を深める機会としても、大きな役割を果たしています。

町においては、これまで「障がい者スポーツ大会」への参加や各種スポーツ大会への派遣などスポーツ活動を推進するとともに、地域自立支援協議会においては、障がい者週間にあわせて「スポーツ交流会」を開催し、スポーツを通じて障がいのある人が交流を深めることができるよう、取組を推進してきました。

今後においても、障がいのある人がスポーツやレクリエーションを気軽に楽しむことができ、また、幅広い交流が可能となるよう「スポーツ交流会」を実施するとともに、啓発・広報活動の推進により、町民の関心を高め、障がいのある人の積極的な参加支援を図る必要があります。

【施策の目標】

①参加機会の拡充と啓発

関係団体と協力して障がい者スポーツ大会などへの参加拡充を図るとともに、障がいのある人のスポーツへの関心を高めるため、啓発活動の推進を図ります。

②スポーツ・レクリエーションの交流の場の確保

障がいのある人がスポーツを通じて交流を深めることができるよう、障がい者週間にあわせて「スポーツ交流会」を実施するとともに、スポーツやレクリエーションに参加しやすい体制づくりに努めます。

③指導者の育成

地域における障がい者スポーツの指導的役割を果たす人材の養成を図るため、指導員養成研究会への派遣など、指導員・審判員などのスポーツボランティアの人材育成に努めます。

（２）文化芸術活動の振興

【現状と課題】

障がいのある人が文化芸術活動にふれることは、個性を伸ばし、生活の質を高め、心を豊かにするとともに、これらの活動を通じて、自信が芽生え、積極的に社会参加しようとする意欲が育成され、障がいのある人の自立を促進することにつながります。

障がいのある人は、日常生活の中で障がいがあるゆえに社会的な制限を受け、文化芸術活動等への参加が消極的となっている人も多いのが現状です。

これらのことから、障がいのある人が障害のない人と同様に、芸術作品や演劇等を鑑賞し、また、障がいのある人自らの創造や活動の成果等を発表する機会の確保を図り、生きがいを持って日常生活を送ることができるよう、支援に努めます。

また、障がいのある人の文化芸術活動の実態把握や情報収集を行うとともに、広く周知することに努めます。

【施策の目標】

①発表等の機会の確保

芸術作品や演劇等を鑑賞し、また、障がいのある人自らの創造や活動の成果等を発表する機会の確保を図り、生きがいを持って日常生活を送ることができるよう、支援に努めます。

②情報の収集

障がいのある人の文化芸術活動の実態把握や情報収集を行うとともに、広く周知することに努めます。

美瑛町障がい者福祉計画策定のためのアンケート調査結果

【資料１】

338通 ／ 771通 （43.84%）

問．１ お答えいただくのは、どなたですか。（○は1つだけ）

	回答数	%
1．本人	197	58.28%
2．本人の家族	79	23.37%
3．家族以外の介助者（施設職員等を含む）	23	6.80%
無記入	39	11.54%

○ 性別・年齢・ご家族などについて

問．２ あなたの年齢をお答えください。（令和6年（2024年）4月１日現在）

	回答数	%
1．17歳以下	15	4.44%
2．18～29歳	19	5.62%
3．30～39歳	15	4.44%
4．40～49歳	33	9.76%
5．50～59歳	30	8.88%
6．60～64歳	27	7.99%
7．65～74歳	60	17.75%
8．75歳以上	135	39.94%
無記入	4	1.18%

問．３ あなたの性別をお答えください。（○は1つだけ）

	回答数	%
1．男性	164	48.52%
2．女性	172	50.89%
無記入	2	0.59%

問．４ あなたがお住まいの地域はどこですか。（○は1つだけ）

	回答数	%
1．市街地	213	63.02%
2．市街地以外	71	21.01%
3．町内の施設等	18	5.33%
4．町外の施設等	30	8.88%
無記入	6	1.78%

問．５　現在、あなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか。（あてはまるものすべてに○）

	回答数	%
1．父母・祖父母・兄弟	77	22.78%
2．配偶者（夫または妻）	130	38.46%
3．子ども	83	24.56%
4．その他	9	2.66%
5．いない（一人で暮らしている）	90	26.63%
無記入	5	1.48%

※グループホーム、福祉施設等を利用されている方は「５．」

問．６　日常生活で、次のことをどのようにしていますか。①から⑩のそれぞれにお答えください。（①から⑩それぞれに○を1つ）

	回答数			無記入
	自立	一部介助	全部介助	
1．食事	279	32	13	14
2．トイレ	276	30	19	13
3．入浴	243	54	29	12
4．衣服の着脱	272	38	15	13
5．身だしなみ	257	45	20	16
6．家の中の移動	283	22	19	14
7．外出	193	90	38	17
8．家族以外の人との意思疎通	243	60	16	19
9．お金の管理	211	52	60	15
10．薬の管理	222	44	56	16

問．７　あなたを介助してくれる方は主に誰ですか。（あてはまるものすべてに○）

	回答数	%
1．父母・祖父母・兄弟	34	10.06%
2．配偶者（夫または妻）	40	11.83%
3．子ども	41	12.13%
4．ホームヘルパーや施設の職員	65	19.23%
5．その他の人（ボランティア等）	13	3.85%
無記入	145	42.90%

問．８　あなたを介助してくれる家族で、中心となっている方の年齢、性別、健康状態をお答えください。

①年齢（令和6年（2024年）4月１日現在）

	回答数	%
１．17歳以下	0	0.00%
２．18～29歳	1	0.30%
３．30～39歳	9	2.66%
４．40～49歳	14	4.14%
５．50～59歳	23	6.80%
６．60～64歳	15	4.44%
７．65～74歳	38	11.24%
８．75歳以上	38	11.24%
無記入	200	59.17%

② 性別（○は１つだけ）

	回答数	%
１．男性	56	16.57%
２．女性	88	26.04%
無記入	194	57.40%

③ 健康状態（○は１つだけ）

	回答数	%
１．よい	46	13.61%
２．ふつう	81	23.96%
３．よくない	22	6.51%
無記入	189	55.92%

○ 障害の状況について

問．９　あなたは身体障害者手帳をお持ちですか。（○は1つだけ）

	回答数	%
１．１級	68	20.12%
２．２級	30	8.88%
３．３級	36	10.65%
４．４級	61	18.05%
５．５級	15	4.44%
６．６級	17	5.03%
７．持っていない	77	22.78%
無記入	34	10.06%

問．１０　身体障害者手帳をお持ちの場合、主たる障がいをお答えください。（○は1つだけ）

	回答数	%
１．視覚障害	11	3.25%
２．聴覚 障害	18	5.33%
３．盲ろう（視覚障害と聴覚障害の重複）	0	0.00%
４．音声・言語・そしゃく機能障害	3	0.89%
５．肢体不自由（上肢）	24	7.10%
６．肢体不自由（下肢）	91	26.92%
７．肢体不自由（体幹）	17	5.03%
８．内部障害（１～７以外）	64	18.93%

問．11　あなたは療育手帳をお持ちですか。（○は1つだけ）

	回答数	%
1．A判定	25	7.40%
2．B判定	57	16.86%
3．持っていない	218	64.50%
無記入	38	11.24%

問．12　あなたは精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか。（○は1つだけ）

	回答数	%
1．1級	4	1.18%
2．2級	18	5.33%
3．3級	11	3.25%
4．持っていない	270	79.88%
無記入	35	10.36%

問．13　あなたは難病（特定疾患）の認定を受けていますか。（○は1つだけ）

	回答数	%		回答数	%		回答数	%
1．ある	22	6.51%	2．ない	286	84.62%	無記入	30	8.88%

問．14　あなたは発達障害として診断されたことがありますか。（○は1つだけ）

	回答数	%		回答数	%		回答数	%
1．ある	41	12.13%	2．ない	264	78.11%	無記入	33	9.76%

問．15　あなたは高次脳機能障害として診断されたことがありますか。（○は1つだけ）

	回答数	%		回答数	%		回答数	%
1．ある	22	6.51%	2．ない	275	81.36%	無記入	41	12.13%

問．16　その関連する障がいをお答えください。（あてはまるものすべてに○）

	回答数	%
1．視覚障害	3	0.89%
2．聴覚 障害	5	1.48%
3．音声・言語・そしゃく機能障害	10	2.96%
4．肢体不自由（上肢）	15	4.44%
5．肢体不自由（下肢）	27	7.99%
6．肢体不自由（体幹）	8	2.37%
7．内部障害（1～6以外）	5	1.48%

問．17　あなたは強度行動障害があると言われたことはありますか。（○は1つだけ）

	回答数	%
1．ある	5	1.48%
2．ない	296	87.57%
無記入	37	10.95%

問．18　あなたが現在受けている医療の内容をご回答ください。（あてはまるものすべてに○）

	回答数	%
1．気管切開	1	0.30%
2．人工呼吸器（レスピレーター）	1	0.30%
3．吸入	7	2.07%
4．喀痰吸引	3	0.89%
5．胃ろう栄養・腸ろう栄養	3	0.89%
6．鼻腔栄養	0	0.00%
7．中心 静脈　栄養（IVH）	0	0.00%
8．透析	10	2.96%
9．留置カテーテル	2	0.59%
10．ストマ（人工肛門・人工膀胱）	16	4.73%
11．服薬（内服薬・外用薬）	186	55.03%
12．その他	33	9.76%
無記入	103	30.47%

【その他】
・心臓ペースメーカの埋め込み。等

○　住まいや暮らしについて

問．19　あなたは現在どのように暮らしていますか。（○は1つだけ）

	回答数	%
1．一人で暮らしている	43	12.72%
2．家族と暮らしている	231	68.34%
3．グループホームで暮らしている	15	4.44%
4．福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている	37	10.95%
5．病院に入院している	4	1.18%
6．その他	1	0.30%
無記入	7	2.07%

問. 20　あなたは将来、どういう生活をしたいと思いますか。（○は1つだけ）

	回答数	%
1. 今のまま生活したい	97	28.70%
2. グループホームなどを利用したい	6	1.78%
3. 家族と一緒に生活したい	29	8.58%
4. 一般の住宅で一人暮らしをしたい	1	0.30%
5. その他	4	1.18%
無記入	201	59.47%

【その他】

・自宅兼会社を立て、そこにプライベート空間を作りたい。等

問. 21　地域で安心して生活する上でどのような支援があればよいと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

	回答数	%
1. 在宅で医療ケアなどが適切に得られること	71	21.01%
2. 障がい者に適した住居の確保	65	19.23%
3. 必要な在宅サービスが適切に利用できること	87	25.74%
4. 生活訓練等の充実	31	9.17%
5. 経済的な負担の軽減	96	28.40%
6. 相談対応の充実	61	18.05%
7. 地域住民の理解	41	12.13%
8. 情報の取得利用や意思疎通についての支援	44	13.02%
9. その他	16	4.73%

【その他】

・道路の点字ブロックの普及。

・公共機関や事業所への移動手段（介護ハイヤー、送迎バスなど）。等

○　日中活動や就労について

問. 22　あなたは、1週間にどの程度外出しますか。（○は1つだけ）

（※職場や学校への通勤・通学及び通院を含む）

	回答数	%
1. 毎日外出する	99	29.29%
2. 1週間に数回外出する	130	38.46%
3. めったに外出しない	73	21.60%
4. まったく外出しない	10	2.96%
無記入	26	7.69%

問. 23　あなたが外出する際の主な同伴者は誰ですか。（○は1つだけ）

	回答数	%
1. 父母・祖父母・兄弟	36	10.65%
2. 配偶者（夫または妻）	63	18.64%
3. 子ども	31	9.17%
4. ホームヘルパーや施設の職員	58	17.16%
5. その他の人	4	1.18%
6. 一人で外出する	123	36.39%
無記入	23	6.80%

問. 24　あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。（あてはまるものすべてに○）

	回答数	%
1. 通勤・通学・通所	92	27.22%
2. 訓練やリハビリに行く	34	10.06%
3. 医療機関への受診	212	62.72%
4. 買い物に行く	221	65.38%
5. 友人・知人に会う	62	18.34%
6. 趣味やスポーツをする	48	14.20%
7. グループ活動に参加する	30	8.88%
8. 散歩に行く	91	26.92%
9. その他	15	4.44%

【その他】

・デイサービス、理容院。等

問. 25　外出する時に困ることは何ですか。（あてはまるものすべてに○）

	回答数	%
1. 公共交通機関が少ない（ない）	64	18.93%
2. 列車やバスの乗り降りが困難	53	15.68%
3. 道路や駅に階段や段差が多い	66	19.53%
4. 切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい	29	8.58%
5. 外出先の建物の設備が不便（通路、トイレ、エレベーターなど）	42	12.43%
6. 介助者が確保できない	29	8.58%
7. 外出にお金がかかる	61	18.05%
8. 周囲の目が気になる	29	8.58%
9. 発作など突然の身体の変化が心配	31	9.17%
10. 困った時にどうすればいいのか心配	45	13.31%
11. その他	11	3.25%

【その他】

・トイレが心配。トイレを探す回数が多い。

・雨天時の通勤。等

問. 26　あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。（○は1つだけ）

	回答数	%
1. 会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている	62	18.34%
2. ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている	2	0.59%
3. 専業主婦（主夫）をしている	28	8.28%
4. 福祉施設、作業所等に通っている（就労継続支援A・B型、生活介護も含む）	53	15.68%
5. 病院などのデイケアに通っている	7	2.07%
6. リハビリテーションを受けている	11	3.25%
7. 自宅で過ごしている	122	36.09%
8. 入所している施設や病院等で過ごしている	30	8.88%
9. 大学、専門学校、職業訓練校などに通っている	0	0.00%
10. 特別支援学校（小中高等部）に通っている	2	0.59%
11. 一般の高校、小中学校に通っている	11	3.25%
12. 幼稚園、保育所、障害児通園施設などに通っている	0	0.00%
13. その他	6	1.78%

【その他】

・復職に向けて活動している。

・家族の介護をしている。

問. 27　どのような勤務形態で働いていますか。（○は1つだけ）

	回答数	%
1. 正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない	11	3.25%
2. 正職員で短時間勤務などの障害者配慮がある	4	1.18%
3. パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員	21	6.21%
4. 自営業、農林水産業など	27	7.99%
5. その他	5	1.48%
無記入	270	79.88%

問. 28　あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。（○は1つだけ）

	回答数	%
1. 仕事をしたい	68	20.12%
2. 仕事はしたくない、できない	79	23.37%
無記入	191	56.51%

問. 29　将来、収入を得る仕事をするために、職業訓練などを受けたいと思いますか。（○は1つだけ）

	回答数	%
1. すでに職業訓練を受けている	12	3.55%
2. 職業訓練を受けたい	31	9.17%
3. 職業訓練を受けたくない、受ける必要はない	115	34.02%
無記入	180	53.25%

問. 30　あなたは、障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。
（あてはまるものすべてに○）

	回答数	%
1. 通勤手段の確保	73	21.60%
2. 勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	45	13.31%
3. 短時間勤務や勤務日数等の配慮	73	21.60%
4. 在宅勤務の拡充	45	13.31%
5. 職場の上司や同僚に障がいの理解があること	93	27.51%
6. 職場で介助や援助等が受けられること	54	15.98%
7. 就職後のフォローなど職場と支援機関の連携	64	18.93%
8. 企業ニーズに合った就労訓練	34	10.06%
9. 仕事についての職場外での相談対応、支援	53	15.68%
10. その他	10	2.96%

【その他】
・障がい者雇用の拡大、雇用先の職員の理解を深める（研修等）。
・障がい者の受け入れを行っている企業、施設側の研修会が必要。
・勤務先での主な施設や食堂の場所などがどこにあるのか知りたいです。等

○　相談相手について

問. 31　あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。（あてはまるものすべてに○）

	回答数	%
1. 家族や親せき	221	65.38%
2. 友人・知人	82	24.26%
3. 近所の人	17	5.03%
4. 職場の上司や同僚	18	5.33%
5. 施設の支援員など	63	18.64%
6. ホームヘルパーなどサービス事業所の人	34	10.06%
7. 障害者団体や家族会	4	1.18%
8. かかりつけの医師や看護師	69	20.41%

9. 病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー	26	7.69%
10. 民生委員・児童委員	6	1.78%
11. 通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生	0	0.00%
12. 相談支援事業所などの民間の相談窓口	7	2.07%
13. 行政機関の相談窓口	24	7.10%
14. その他	14	4.14%

【その他】

・相談する人がいない。誰にも相談しない。等

問. 32　あなたは障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。（あてはまるものすべてに○）

	回答数	%
1. 本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース	104	30.77%
2. 行政 機関の広報誌	67	19.82%
3. インターネット	46	13.61%
4. 家族や親せき、友人・知人	118	34.91%
5. サービス事業所の人や施設職員	79	23.37%
6. 障害者団体や家族会（団体の機関誌など）	4	1.18%
7. かかりつけの医師や看護師	57	16.86%
8. 病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー	46	13.61%
9. 民生委員・児童委員	5	1.48%
10. 通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生	3	0.89%
11. 相談支援事業所などの民間の相談窓口	1	0.30%
12. 行政機関の相談窓口	29	8.58%
13. その他	7	2.07%

【その他】

・相談する場所がわからない。

・受けられるサービス等を積極的に教えて欲しい。

○　権利擁護について

問. 33　あなたは、障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。（○は1つだけ）

	回答数	%
1. ある	42	12.43%
2. 少しある	45	13.31%
3. ない	200	59.17%
無記入	51	15.09%

問. 34　どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。（あてはまるものすべてに○）

	回答数	%
1. 学校・仕事場	28	8.28%
2. 仕事を探すとき	18	5.33%
3. 外出先	33	9.76%
4. 余暇を楽しむとき	17	5.03%
5. 病院などの医療機関	14	4.14%
6. 住んでいる地域	24	7.10%
7. その他	7	2.07%

【その他】

・資格取得のとき。

・生活介護のとき。

・行政の方にはもっと親身になって欲しい。等

問. 35　障害者差別解消法の改正により、令和6年4月から合理的配慮の提供が行政機関だけではなく、一般企業やお店などの事業者にも義務づけられたことはご存じですか。（○は1つだけ）

	回答数	%
1. 知っている	38	11.24%
2. 知らない	212	62.72%
無記入	88	26.04%

問. 36　成年後見制度についてご存じですか。（○は1つだけ）

	回答数	%
1. 名前も内容も知っている	74	21.89%
2. 名前を聞いたことがあるが、内容は知らない	118	34.91%
3. 名前も内容も知らない	90	26.63%
無記入	56	16.57%

○　災害時の避難等について

問. 37　あなたは、洪水や地震等の災害時に一人で避難できますか。（○は1つだけ）

	回答数	%
1. できる	112	33.14%
2. できない	129	38.17%
3. わからない	70	20.71%
無記入	27	7.99%

問. 38　家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。（○は1つだけ）

	回答数	%
1. いる	96	28.40%
2. いない	88	26.04%
3. わからない	109	32.25%
無記入	45	13.31%

問. 39　洪水や地震等の災害時に困ることは何ですか。（あてはまるものすべてに○）

	回答数	%
1. 投薬や治療が受けられない	161	47.63%
2. 補装具の使用が困難になる	30	8.88%
3. 補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	43	12.72%
4. 救助を求めることができない	63	18.64%
5. 安全なところまで、迅速に避難することができない	146	43.20%
6. 被害状況、避難場所などの情報が入手できない	77	22.78%
7. 周囲とコミュニケーションがとれない	63	18.64%
8. 避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安	151	44.67%
9. その他	11	3.25%
10. 特にない	51	15.09%

【その他】

・飲食のみ摂取、体調不安定になりやすい、受診時に車椅子使用。

・家の周りで電波が無いところが多い。

・ペットがいるので、ペット連れの避難が難しい。等

【資料２】

美瑛町地域自立支援協議会設置要綱

（設置）

第１条　障がい者等の相談、助言及び情報の提供その他の障がい福祉サービスの利用支援、地域の関係機関の連携強化等のため、美瑛町地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第２条　協議会の協議事項は、次のとおりとする。

（１）　障がい福祉サービス利用等に係る相談支援事業

（２）　困難事例への対応のあり方

（３）　地域の関係機関によるネットワーク構築

（４）　美瑛町障がい者基本計画及び美瑛町障がい福祉計画等の作成

（５）　その他、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の円滑な実施に向けて

（組織）

第３条　協議会の委員は、１０人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

（１）　障がい福祉サービス事業者の代表者

（２）　障がい者関係団体

（３）　保健・福祉関係団体

（４）　家族会関係者

（５）　学識経験者

（６）　その他町長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員）

第５条　協議会に会長及び副会長をそれぞれ１人おく。

２　会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める。
３　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）
第６条　協議会は、会長が招集し、その議長となる。
２　協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（部会）
第７条　協議会に専門の事項を審査協議するため、部会を置くことができる。
２　部会に属すべき委員は、会長が指名する。

（事務局）
第８条　協議会の事務局は、保健福祉課に置く。

（その他）
第９条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則
この要綱は、平成２０年９月３０日から施行する。
この要綱は、平成２５年１２月１日から施行する。

【資料３】

美瑛町地域自立支援協議会委員名簿

氏　　名	備　　考
森　居　栄　治	会　長（美瑛デイセンターすずらん管理者）
常　盤　繭　子	副会長（知的障害者相談員）
三　宅　由　香	委　員（美瑛町ホームヘルプサービスセンター所長）
本　谷　直　美	〃　（アトリエ・トムテ施設長）
村　上　真　美	〃　（満天の丘いちばん星管理者）
安　部　友　磨	〃　（すきっぷびえい２ｎｄ施設長）
三田村　尚　樹	〃　（身体障害者相談員）
岩　井　真里子	〃　（障がい当事者）
竹　川　陽　一	〃　（にじのうた施設長）

＜表紙のイラストについて＞

町内の障がい福祉サービス事業所を利用されている方々に絵画作品を募集し、美瑛町地域自立支援協議会において応募作品の中から決定しました。

作品名：「まだ見ぬ木」　　作者：合田　英明さん

美瑛町障がい者福祉計画（第３次）

令和７年（2025年）３月

発　行　　美瑛町

編　集　　美瑛町保健福祉課福祉係

〒071-0292　上川郡美瑛町本町４丁目６番１号

電　話　0166-92-4338

ＦＡＸ　0166-92-1115

E-mail　hoken_fukushi@town.biei.hokkaido.jp